**平成２２年（フ）第１４号**
島根県松江市春日町320番地４、前住所島根県松江市秋鹿町1095番地
破産者　田中　貞治
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第９９５号**
高知県香南市野市町新宮間窪178番地
破産者　株式会社野市スーパーマーケット
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第６６３号**
福岡県中間市中尾１丁目12番17号
破産者　末吉建設有限会社
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１０５号**
埼玉県三郷市早稲田７丁目７番地３号棟501号
破産者　原　今朝志
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１９８号**
埼玉県三郷市早稲田１丁目９番地18ジュネス早稲田306
破産者　向達　　武
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２７０号**
埼玉県南埼玉郡宮代町大字東粂原310番地
破産者　井上　勝巳
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第４７９号**
埼玉県春日部市南中曽根360番地１マノワールＢ―302
破産者　長洲　幸雄
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２１６号**
神奈川県横須賀市ハイランド３丁目６番３号ヴィラ久里浜201
破産者　東　　正広
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第５１５号**
新潟市西区五十嵐２の町8676番地９　パディントンハウス102号
破産者　太田　利和
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４２０号**
山梨県甲斐市富竹新田104番地１
破産者　大和　行雄
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９１３号**
札幌市東区北21条東23丁目４番23号
破産者　荒谷美恵子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１６７号**
盛岡市北松園２丁目30番１号
破産者　陳岡　昌子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１４４号**
群馬県太田市山之神町366番地19
破産者　星野　雄二
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第１１３４号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目15番24号、開始決定時の住所埼玉県幸手市東２丁目21番４号
破産者　永井　賢治
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４５０号**
埼玉県上尾市上町１丁目１番13号　新宏ビル604
破産者　高橋　純一
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４９９号**
埼玉県戸田市笹目２丁目９番地の11　オクズミ貸家２号室
破産者　鈴木　春夫
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５００号**
埼玉県戸田市笹目２丁目９番地の11　オクズミ貸家２号室
破産者　鈴木八重子（旧姓和田）
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第７９４号**
神奈川県大和市中央２丁目14番12―213号
破産者　堀内　昌太
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０８３号**
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目21番地５　Ｄ’クラディア瀬谷108号
破産者　吉野　章子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部